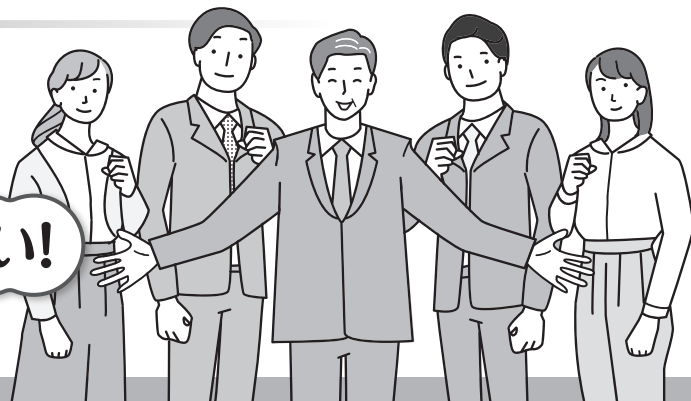


中小企業者向け 融資制度の手引

県内経済の活力の源泉である
中小企業者を応援します！

こんな時にはぜひご利用ください！



長期の事業資金を借りたい

経営合理化融資

P.6

省力化や生産性向上のために設備投資をしたい

イノベーション投資促進融資

P.6

独立して新しく事業を行いたい

創業支援融資
女性・若者・障害者創業支援融資

P.7

P.8

新分野進出・事業転換等に挑戦したい

新分野進出等支援融資

P.9

雇用創出や障害者雇用に取り組み、事業を拡大したい

雇用促進等支援融資

P.9

店舗の改装等をしたい

地場産業などを行っているが経営の合理化を図りたい

小売商業・地場産業支援融資

P.10

観光施設を整備・改修したい

観光おもてなし施設整備融資

P.10

事業承継時に必要な資金を借りたい

事業承継支援融資

P.11

厳しい経営状況を改善したい

パワーアップ融資

P.12

債務超過などの状況を改善し、事業再生に取り組みたい

再生支援融資

P.13

既往借入金の一本化等により、月々の返済額を軽減したい

借換融資

P.13

小規模企業で長期の事業資金を借りたい

小規模企業支援融資

P.14

短期の事業資金を借りたい

短期運転資金融資

P.15

令和8年6月



茨城県産業戦略部産業政策課

県のホームページでも制度内容を紹介しております！

茨城県 制度融資

検索

目次

1	茨城県中小企業資金融資制度	1
	・ご利用できる事業者	
	・融資全体の流れ	
	・取扱金融機関	
	・茨城県中小企業資金融資制度一覧	
	・お申込みの流れ	
	・制度の概要	
2	その他の県の融資制度	16
	・環境保全施設資金融資	
	・工場等立地促進融資	
	・農業ビジネス保証制度	
3	市町村の融資制度	17
	・自治金融、振興金融	
4	政府系金融機関の融資制度	18
	・㈱日本政策金融公庫	
	・㈱商工組合中央金庫	
5	茨城県信用保証協会の保証制度	19
	制度融資に関するよくあるお問い合わせ	23
	お問い合わせ先	24

茨城県中小企業資金融資制度（制度融資）とは？

中小企業者の皆さんに、経営の安定化や事業の活性化に必要な資金を円滑に調達していただくため、県と金融機関、信用保証協会が協力して行う融資制度です。

県が金融機関に融資原資の一部を無利子で預け入れることにより、金融機関が中小企業者の皆さんに低利・長期の融資を提供する仕組みになっています。

－令和8年度の主な改正点－

★融資利率の見直し

★イノベーション投資促進融資【旧・設備投資支援融資】

- ・信用保証料の補助率を2割から5割に拡充

※ R8.4.1から12.4までに保証申込受付かつ12.22までに融資実行した場合

★創業支援融資

- ・創業後1年未満の場合の信用保証協会と金融機関による事前協議を廃止

※ 女性・若者・障害者創業支援融資（創業計画段階・創業後1年未満の方）は、引き続き事前協議が必要

★雇用促進等支援融資

- ・融資対象の追加（茨城県外国人受入優良・先進企業の認定を受けている方）

①茨城県中小企業資金融資制度

ご利用できる事業者

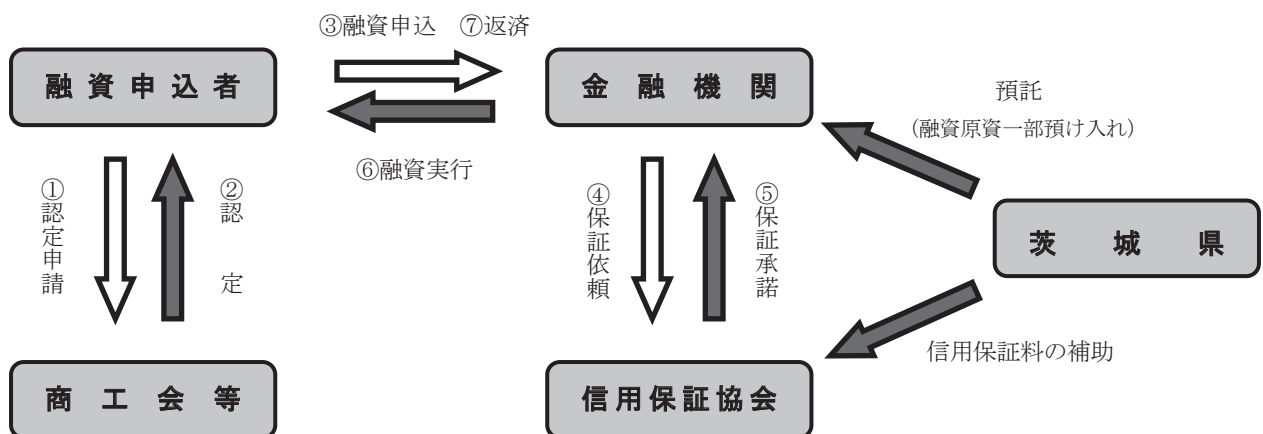
申込時点において県内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる個人・会社・組合等の中小企業者で、次に該当する方がご利用できます。(農林漁業、金融業等は除きます。)

製造業・その他……資本金3億円以下又は従業員300人以下
卸売業……資本金1億円以下又は従業員100人以下
小売業……資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
サービス業……資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
中小企業等協同組合法に規定する組合等

小規模企業者とは、
製造業・その他……従業員20人以下
商業・サービス業……従業員5人以下
※従業員20人以下の宿泊業・娯楽業の方も小規模企業者に入ります。

融資全体の流れ

融資の具体的なお相談は、お近くの商工会議所、商工会又は中小企業団体中央会（以下「商工会等」という。）までお願いします。



* 融資を受ける際の注意点 *

- 認定に当たっては、商工会等から別途必要書類を求められる場合があります。
- 融資に当たっては、金融機関及び信用保証協会の審査があります。
- 融資を受ける際の保証人・担保については、金融機関等との通常の取引の状況によっても異なりますので、申し込む際に金融機関等の窓口でご相談ください。

取扱金融機関

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・栃木銀行・福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・鉾子信用金庫・烏山信用金庫・茨城県信用組合・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・商工組合中央金庫・三菱UFJ銀行・みずほ銀行・りそな銀行・三井住友銀行

茨城県中小企業資金融資制度一覧

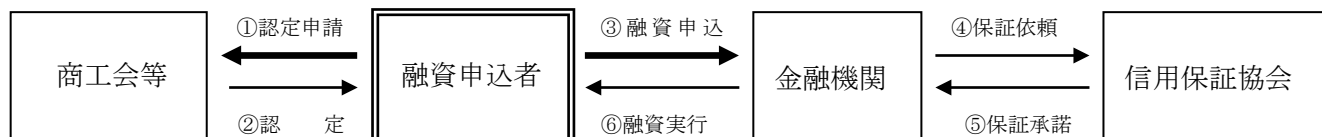
資金区分	融資名称		融資対象
一般資金	経営合理化融資		(一般融資)① 経営の合理化を図るために工場・店舗等に要する資金を必要とする場合
			(一般融資)② ①に該当し、信用保証協会による債務の保証について信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとする制度(事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度)を選択する場合
		(P.6)	(転貸融資) 協同組合等が組合員に対し事業資金の転貸融資を行う場合
事業活性化資金	イノベーション投資促進融資	(P.6)	経営の安定・合理化又は省力化・生産性向上等を図るために設備等を導入する場合
	創業支援融資	(P.7)	・事業を営んでいない個人が1か月以内に事業を開始する場合 ・事業を営んでいない個人が2か月以内に新会社を設立し、事業を開始する場合(創業支援2号のみ自己資金要件有) ・中小企業者である会社が新会社を設立し、事業を開始する場合(創業支援2号のみ自己資金要件有) ・事業を営んでいない個人が事業を開始(又は会社設立)してから5年未満の場合(創業支援2号のみ自己資金要件有) (うち新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該創業者が事業を開始した日から起算して5年未満の場合も含む) ・中小企業者である会社が設立した新会社で、設立から5年未満の場合(創業支援2号のみ自己資金要件有)
	女性・若者・障害者創業支援融資	(P.8)	女性・若者(35歳未満)・障害者で以下の要件に該当する場合 ・事業を営んでいない個人が1か月以内に事業を開始する場合 ・事業を営んでいない個人が2か月以内に新会社を設立し、事業を開始する場合(創業支援2号のみ自己資金要件有) ・事業を営んでいない個人が事業を開始(又は会社設立)してから5年未満の場合(創業支援2号のみ自己資金要件有) (うち新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該創業者が事業を開始した日から起算して5年未満の場合も含む)
	新分野進出等支援融資	(P.9)	次に掲げる事業計画を策定して実行する場合 ・新分野進出(日本標準産業分類の細分類で現在行っている事業と異なる事業に進出する取組) ・事業転換(現在行っている事業を廃止して新たな事業を開始する取組) ・業態転換(商品の販売又は役務の提供について新たな方法を導入する取組) ・事業拡大(新たな設備投資を実施することにより現在行っている事業を拡大する取組) ・海外展開(商品、サービス等の輸出又は海外直接投資をする取組)
	雇用促進等支援融資	(P.9)	・脱炭素化(脱炭素化に資する設備を導入することにより、製品や企業の競争力向上と経営力の強化を図る取組)
			事業拡大により常用従業員2名(小規模企業の場合又は中高年者を雇用する場合は1名)以上を雇用する場合
			茨城県障害者雇用優良企業の認定を受けている場合
			「パートナーシップ構築宣言」に登録し、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表している場合
			「リスクリંગ推進宣言」に登録し、リスクリંગポータルサイトにおいて宣言を公表している場合
	小売商業・地場産業支援融資	(P.9)	茨城県働き方改革優良(推進)企業の認定を受けている場合
			茨城県外国人受入優良企業又は茨城県外国人受入先進企業の認定を受けている場合
	観光おもてなし施設整備融資	(P.10)	店舗の改装等を行う場合、大規模商業施設等にテナント出店する場合
			地場産業を行う場合、過疎地域に立地している場合
	事業承継支援融資	(P.10)	観光拠点施設の整備を行う場合
			うち一定基準を満たす宿泊施設の整備を行う場合(中小企業者以外の利用可)
経営安定化資金	災害対策融資	(P.11)	3年以内に事業承継を予定している法人又は事業承継をして3年を経過していない法人であって一定の財務要件を満たす場合
	緊急対策枠	(P.11)	知事が認めた災害等により経営の安定に支障が生じた場合
	地震災害予防対策枠	(P.11)	耐震性向上等の対策を行う場合やアスベストの除去を行う場合など
	パワーアップ融資	(P.12)	直近3か月の売上高・粗利益等が前年同期に比べ5%以上減少している場合など
			国の定める危機関連保証の認定を受けた場合
			国の定める経営安定関連保証各号の認定を受けた場合
			県が指定した倒産事業者に対し50万円以上の売掛金債権を有している場合
			信用保証協会の経営力強化保証制度要綱に規定する申込人資格要件を満たす場合 ただし、一般関係に係る保証については、直近3か月の売上高・粗利益等が前年同期等に比べ5%以上減少している場合
	再生支援融資	(P.13)	業績不振であるが、茨城県中小企業活性化協議会等の支援を受けることで経営改善計画書が策定され、経営の改善が見込まれる場合
	借換融資	(P.13)	元金償還が1年以上経過している制度融資の既往借入金を借り換えることにより、月々の返済額を軽減する場合
小規模企業支援融資			従業員20人(商業、サービス業は5人)以下の小規模企業者で、経営の安定・合理化を図るために工場や店舗等に要する事業資金が必要な場合
短期運転資金融資			短期の運転資金が必要な場合

※1 融資利率は、信用保証協会の保証付きの場合の年利(固定)です。また、融資期間により利率が変わります。
※2 信用保証料率は、貸付金額に対する料率です。
※3 創業支援融資と女性・若者・障害者創業支援融資の融資限度額は、両制度の合算で3,500万円となります。

融資期間(据置) ※年数は以内	融資限度額	融資利率 ※1	信用 保証	信用保証料率 ※2	備考	申込窓口
設備7年(1年) 運転5年(1年) 併用5年(1年)	設備5,000万円 運転3,000万円 併用5,000万円	2.5～2.7%	任意	0.45～1.9% ②の場合、①の率 に0.25または0.45% 上乗せ	②の場合、国の補助により、中小企業者が負担する信用保証料率は0.65%～2.30%になります。	
事業資金5年(1年)	事業資金3,000万円	2.5～2.6%	任意			
設備15年(3年)	設備1億円	1.7～2.2%	要	0.45～1.9%	・令和9年3月31日まで、基準料率より0.1%引下げになります。(一部の場合を除く) ・引下げ後の5割(通常2割)を県が補助します。(令和8年4月1日から令和8年12月4日までに保証申込受付かつ令和8年12月22日までに融資が実行された場合)	
設備10年(2年) 運転7年(1年) 併用7年(1年)	設備3,500万円 運転3,500万円 併用3,500万円 ※3	1.5～1.8%	要	原則 0.9% (創業支援1号) 原則1.1% (創業支援2号)	・令和9年3月31日まで、創業関連保証及び再挑戦支援保証を利用する場合は、信用保証料率より0.3%引下げになります。(一部の場合を除く) ・令和9年3月31日まで、スタートアップ創出促進保証を利用する場合は、信用保証料率より0.3%引下げになります。(一部の場合を除く) ・令和9年3月31日まで、一般保証を利用する場合は、基準料率より0.1%引下げになります。(一部の場合を除く) ・引下げ後の5割(上限0.3%)を県が補助します。	
設備10年(2年) 運転7年(1年) 併用7年(1年)	設備3,500万円 運転3,500万円 併用3,500万円 ※3	1.5～1.8%	要	原則 0.9% (創業支援1号) 原則1.1% (創業支援2号)	・令和9年3月31日まで、創業関連保証及び再挑戦支援保証を利用する場合は、信用保証料率より0.45%引下げになります。(一部の場合を除く) ・令和9年3月31日まで、スタートアップ創出促進保証を利用する場合は、信用保証料率より0.45%引下げになります。(一部の場合を除く) ・令和9年3月31日まで、一般保証を利用する場合は、基準料率より0.1%引下げになります。(一部の場合を除く) ・引下げ後の10割(上限0.45%)を県が補助します。	
設備10年(2年) 運転5年(1年)	設備1億円 運転3,000万円	1.9～2.2%	任意	0.45～1.9%	・令和9年3月31日まで、基準料率より0.1%引下げになります。(一部の場合を除く) ・引下げ後の2割を県が補助します。	商工会等
設備10年(2年)	設備1億円					
設備10年(1年) 運転5年(1年)	設備1億円 運転3,000万円	1.9～2.2%	任意	0.45～1.9%	・令和9年3月31日まで、基準料率より0.1%引下げになります。(一部の場合を除く)	
設備10年(2年) 運転5年(1年)	設備1億円 運転3,000万円	1.9～2.2%	任意	0.45～1.9%	・令和9年3月31日まで、基準料率より0.1%引下げになります。(一部の場合を除く)	
設備7年(2年) 運転5年(1年)	設備1億円 運転3,000万円	1.9～2.1%	任意	0.45～1.9%	・令和9年3月31日まで、基準料率より0.1%引下げになります。(一部の場合を除く)	
設備12年(2年)	設備5億円 (保証付きの場合は2億8,000万円) 設備10億円 (保証付きの場合は2億8,000万円)	1.9～2.3%	任意	0.45～1.9%	・令和9年3月31日まで、基準料率より0.1%引下げになります。(一部の場合を除く)	
設備10年(1年) 運転10年(1年) 併用10年(1年)	設備8,000万円 運転8,000万円 併用8,000万円	1.9～2.2%	要	0.45～1.9%	・中小企業活性化協議会及び事業承継引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合は0.10%～1.05% ・県と信用保証協会がそれぞれ0.1%引下げになります。	
設備10年(3年) 運転7年(2年) 併用7年(2年)	設備5,000万円 運転3,000万円 併用5,000万円	1.9～2.2%	要	0.45～1.9%	・基準料率の5割を県が補助します。	
設備10年(3年) 運転7年(2年)	設備5,000万円 運転3,000万円	1.7～2.0%	任意	0.45～1.9%		
設備10年(3年) 運転7年(2年) 併用7年(2年)	設備5,000万円 運転5,000万円 併用5,000万円	1.9～2.2%		0.45～1.9% 0.8%	・基準料率の1割を県が補助します。(一部除く)	商工会等
運転7年(2年)	運転5,000万円	1.9～2.1%	要	0.7～0.9% 0.45～1.9%		取扱金融機関
設備7年(1年) 運転5年(1年) 併用7年(1年)	設備5,000万円 運転5,000万円 併用5,000万円	1.9～2.2%		0.45～1.75%	・借換資金を含む場合の融資期間は10年以内(1年以内)	商工会等
設備10年(1年) 運転10年(1年) 併用10年(1年)	設備1億円 運転1億円 併用1億円	2.8%以内	要	原則 0.8%	・事業再生計画書等の策定が必須です。 ・事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)を付する場合は、据置期間を最大3年とします。国の補助により、中小企業者が負担する信用保証料率は0.4%となります。 ・事業再生計画実施関連保証を付する場合は、基準料率の1割を県が補助します。(一部除く)	茨城県産業政策課
運転10年(1年)	既往借入金の残額及び借換に係る諸費用	1.9～2.2%	要	0.45～1.9%	・基準料率の1割を県が補助します。(一部除く)	取扱金融機関
設備7～15年(1～3年) 運転5～10年(1～2年) 併用5～10年(1～2年)	設備・運転・併用2,000万円 (既存の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲以内)	1.7～2.7%	要	0.5～2.2%	・小口零細企業保証の利用が必須 ・令和9年3月31日まで、基準料率から0.1%引下げになります。(一部の場合を除く)	・商工会等 ・取扱金融機関(借換分を利用する場合に限る)
運転1年	運転2,000万円	2.1%	任意	0.45～1.9%		取扱金融機関

お申込みの流れ

経営合理化融資、イノベーション投資促進融資、創業支援融資（業歴あり）、女性・若者・障害者創業支援融資（業歴1年以上）、新分野進出等支援融資、雇用促進等支援融資、小売商業・地場産業支援融資、観光おもてなし施設整備融資、事業承継支援融資、パワーアップ融資（融資対象（1）～（3）、（6））、災害対策融資



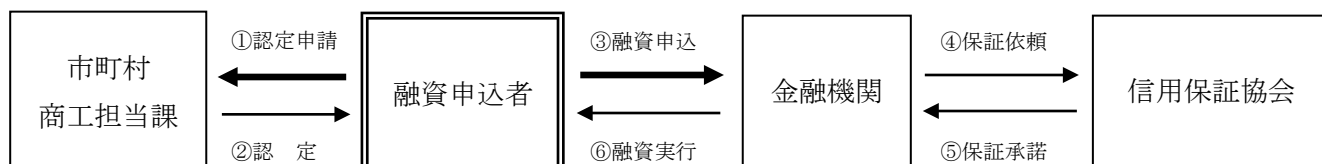
＊ 雇用促進等支援融資については、融資対象1に該当する場合は、新規雇用後速やかに、雇用実績報告書（様式第3号）に必要書類（※）を添付し、商工会等へ提出してください。

※ いずれかの書類の写し

- ・新規雇用者の健康保険・厚生年金保険被保険者資格届等の確認通知書
- ・新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得届等確認通知書

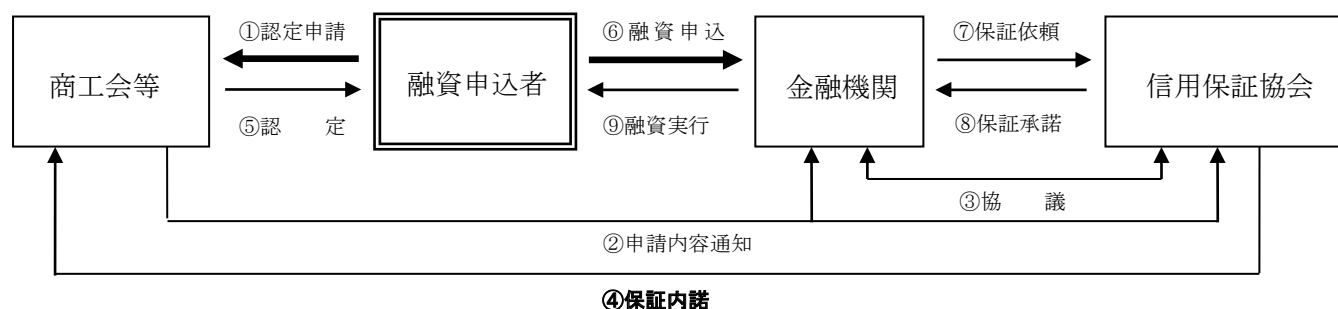
＊ 保証任意の融資を保証無しでご利用の場合、信用保証協会との手続はありません。

パワーアップ融資（融資対象（4）、（5）、（8））

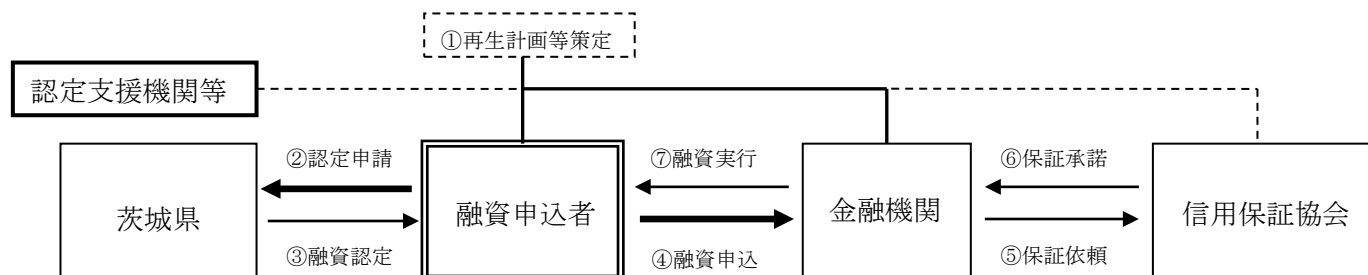


＊ 市町村認定の申請については、所定の様式がありますので、お近くの市町村商工担当課までお問い合わせください。

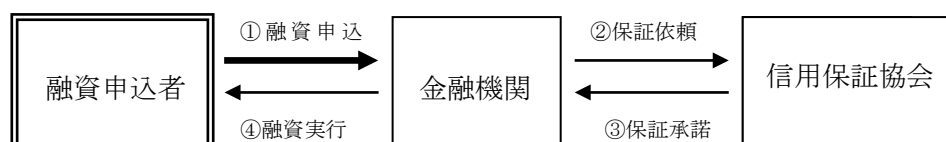
創業支援融資（創業計画段階）、女性・若者・障害者創業支援融資（創業計画段階・業歴1年未満）



再生支援融資



借換融資、短期運転資金融資（保証付きの場合）



※ 設備資金を申し込む際は、設備導入前に申込みください。

※ **創業支援融資（創業計画段階）及び女性・若者・障害者創業支援融資（創業計画段階・業歴1年未満）については、認定に際し信用保証協会の事前協議があります。**

※ 小規模企業支援融資については、融資区分ごとに対応する各制度融資の申込みの流れでの手続きとなります。

※ 県制度融資を申し込む際に必要となる様式等は、県の中小企業向け融資制度のホームページに掲載しております。

経営合理化融資

融資対象

1 県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、経営の安定・合理化を図るために、工場、店舗等に要する資金を必要としている者

2 上記1に該当する者のうち、次に掲げる要件をいずれも満たし、信用保証協会による債務の保証について信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとする制度（事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度）の利用を選択する者

ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。

(1) 信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を取扱金融機関の求めに応じて提出していること。

(2) 申込日の直前の決算において、法人の代表者（代表者に準ずる者を含む。以下同じ。）への貸付金その他の金銭債権（法人の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。以下同じ。）がなく、かつ、法人の代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。

(3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。

ア 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと（注1）。

イ 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと（注2）。

(4) 次のア及びイについて継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。

ア 申込日以降においても、決算書等を取扱金融機関の求めに応じて提出すること。

イ 申込日を含む事業年度以降の決算において、法人の代表者への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、法人の代表者への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。

(5) 信用保証料率の引上げ（注3）により経営者保証を提供しないことを希望していること。

（注1）「純資産の額≧0」であること。

（注2）「経常利益＋減価償却≧0」であること。

（注3）中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。

融資条件

資金使途		融資限度額（※1）		融資期間	
		融資対象1	融資対象2 （経営者保証非提供制度利用者）	融資対象1	融資対象2 （経営者保証非提供制度利用者）
一般融資	設備資金	5,000万円		7年以内	
	運転資金	3,000万円		5年以内	
	設備・運転併用	5,000万円		5年以内	
転貸融資（※2）		3,000万円	—	5年以内	—

（※1）一般融資の融資限度額は、融資対象1及び融資対象2の合算で、設備資金5,000万円、運転資金3,000万円、併用5,000万円とする。

（※2）信用組が組合員のためにする融資に係るものに限る。

【融資対象1の場合】

償還期間	融資利率（年利）		信用保証料
	保証付	保証無	
3年以内	2.5%	3.0%	0.45% ～ 1.9%
3年超5年以内	2.6%	3.1%	
5年超7年以内	2.7%	3.2%	

【融資対象2の場合】

償還期間	融資利率（年利）	信用保証料
3年以内	2.5%	上限の率に0.25%または0.45%上乘せ (0.05%は国が補助する)
3年超5年以内	2.6%	
5年超7年以内	2.7%	

申込方法

【必要な書類】

茨城県経営合理化融資認定申請書（様式第1号）

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・見積書又は契約書の写し

【融資対象2の場合に必要な書類】

- ・信用保証協会所定の「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書の写し

【申込先】

商工会等
→認定後、取扱金融機関に申込み

イノベーション投資促進融資

融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、経営の安定・合理化又は省力化・生産性向上等を図るために、工場、店舗等に要する資金を必要としている者

融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	1億円	15年以内（3年以内）

償還期間	融資利率（年利）	信用保証料
	保証付	
3年以内	1.7%	0.45%～1.9%（※）
3年超5年以内	1.8%	
5年超7年以内	1.9%	
7年超10年以内	2.0%	
10年超13年以内	2.1%	
13年超15年以内	2.2%	

※令和9年3月31日まで、表示の信用保証料率から0.1%引下げします（一部の場合を除く）。

※引下げ後の信用保証料の5割（通常2割）を県が補助します。
（令和8年4月1日から令和8年12月4日までに保証申込受付かつ令和8年12月22日までに融資が実行された場合）

申込方法

【必要な書類】

茨城県イノベーション投資促進融資認定申請書（様式第1号）

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・見積書又は契約書の写し

【申込先】

商工会等
→認定後、取扱金融機関に申込み

創業支援融資

※創業支援 2 号は信用保証協会のスタートアップ創出促進保証に対応するため、連帯保証人は不要です。

融資対象（創業支援 1 号）

- 県内に住所又は居所を有する創業者で、次のいずれかに該当する者
 - 事業を営んでいない個人が、1 月以内(※1)に新たに事業を開始する具体的計画を有する者
 - 事業を営んでいない個人が、2 月以内(※1)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
 - 中小企業である会社が新たに中小企業である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
- (※1)産業競争力強化法第 2 条第 29 項第 1 号の認定特定創業支援等事業に該当する場合は、6 月以内
- 県内に事業所を有する創業者で、次のいずれかに該当する者
 - 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後 5 年を経過していない者
 - 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していない者
 - 会社が新たに会社を設立した会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していない者
- 上記 2 の(4)に該当する創業者が新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該創業者が事業を開始した日から起算して 5 年を経過していない者

融資対象（創業支援 2 号）

- 県内に住所又は居所を有する創業者で、次のいずれかに該当する者(創業資金総額の 1/10 以上の自己資金を有するものとする。)
 - 事業を営んでいない個人が、2 月以内(※2)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
 - 中小企業である会社が新たに中小企業である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
- (※2)産業競争力強化法第 2 条第 29 項第 1 号の認定特定創業支援等事業に該当する場合は、6 月以内
- 県内に事業所を有する創業者で、次のいずれかに該当する者(※3)
 - 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していない者
 - 会社が新たに会社を設立した会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していない者
- 県内に事業所を有する創業者が新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該創業者が事業を開始した日から起算して 5 年を経過していない者(※3)
- (※3)信用保証協会への保証申込受付時点において税務申告 1 期末終了の場合は、創業資金総額の 1/10 以上の自己資金を有するものとする。

融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	3,500 万円	10 年以内（2 年以内）
運転資金	3,500 万円	7 年以内（1 年以内）
設備・運転併用	3,500 万円	7 年以内（1 年以内）

※表示の融資限度額は、女性・若者・障害者創業支援融資との合算で 3,500 万円です。

償還期間	融資利率(年利)	信用保証料(※)
3 年以内	1.5%	創業支援 1 号：原則 0.9% 創業支援 2 号：原則 1.1%
3 年超 5 年以内	1.6%	
5 年超 7 年以内	1.7%	
7 年超 10 年以内	1.8%	

※令和 9 年 3 月 31 日まで、表示の信用保証料率から 0.3%引下げします(一部の場合を除く)。

※引下げ後の信用保証料の 5 割（上限 0.3%）を県が補助します。

申込方法

<必要な書類> 認定申請書(創業支援 1 号又は創業支援 2 号)のほか、融資対象区分ごとに必要な書類が異なります。

		創業支援 1 号			創業支援 2 号	
		①個人創業	②会社設立	③分社化	④会社設立	⑤分社化
1	申込人の印鑑証明書又は住民票の写し	○	○※4	—	○※4	—
2	商業登記簿謄本及び定款の写し	—	○※1	○	○※1	○
3	法人代表者の印鑑証明書又は住民票の写し	—	○※1	○	○※1	○
4	客観的に事業に着手したことを証する書類	○※1	—	—	—	—
5	許認可等が必要な業種にあっては、許認可証等の写し	○	○	○	○	○
6	住民税の納税証明書	○※4	○※4	—	○※4	—
7	県税納税証明書（住民税に関するものを除く）	○※1	○※1	○	○※1	○
8	創業計画書	○※3	○※3	○※3	○	○
9	自己資金を確認できる書類	○※3	○※3	○※3	○※5	○※5
10	設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し	○	○	○	○	○
11	決算期が到来している場合は確定申告書の写し	○※2	○※2	○※3	○※2	○※3
12	個人創業後に設立し、事業を承継させた会社にあつては、創業時に税務署に提出した開業届の写し	—	○※1	—	○※1	—

※1 創業計画段階に該当する場合は添付不要

※2 創業計画段階又は創業後 1 年以上 5 年未満に該当する場合は添付不要

※3 創業後 1 年以上 5 年未満に該当する場合は添付不要

※4 創業後に該当する場合は添付不要

※5 税務申告 1 期以上終了している場合は添付不要。税務申告 1 期末終了で会社設立済の場合は、自己資金を確認できる書類又は試算表等の添付が必要。

<共通>

該当項目	必要な書類
産業競争力強化法第 2 条第 33 項に規定する特定創業支援等事業(※)による支援を受けたものに該当する場合	産業競争力強化法第 2 条第 33 項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことに関する証明申請書の写し

※ 産業競争力強化法第 128 条第 2 項に規定する認定創業支援等事業計画に記載されたもの

【申込先】

商工会等 → 認定後、取扱金融機関に申込み

女性・若者・障害者創業支援融資

※創業支援 2号は信用保証協会のスタートアップ創出促進保証に対応するため、連帯保証人は不要です。

融資対象（創業支援 1号）

- 次の1～3のいずれかに該当する女性・若者・障害者（注）
- 1 県内に住所又は居所を有する創業者で、次のいずれかに該当する者
 - (1) 事業を営んでいない個人が、1月以内（※1）に新たに事業を開始する具体的計画を有する者
 - (2) 事業を営んでいない個人が、2月以内（※1）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
 - (※1) 産業競争力強化法第2条第29項第1号の認定特定創業支援等事業に該当する場合は、6月以内
 - 2 県内に事業所を有する創業者で、次のいずれかに該当する者
 - (3) 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後5年を経過していない者
 - (4) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない者
 - 3 上記2の(3)に該当する創業者が新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していない者

融資対象（創業支援 2号）

- 次の1～3のいずれかに該当する女性・若者・障害者（注）
- 1 県内に住所又は居所を有する創業者で、事業を営んでいない個人が、2月以内（※2）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者（創業資金総額の1/10以上の自己資金を有するものとする。）
 - (※2) 産業競争力強化法第2条第29項第1号の認定特定創業支援等事業に該当する場合は、6月以内
 - 2 県内に事業所を有する創業者で、事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない者（※3）
 - 3 県内に事業所を有する創業者が新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していない者（※3）
 - (※3) 信用保証協会への保証申込受付時点において税務申告1期末終了の場合は、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有するものとする。

（注）若者とは融資申込時点で35歳未満の方を、障害者とは障害者手帳（身体・療育・精神）を所持している方をいいます。

融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	3,500万円	10年以内（2年以内）
運転資金	3,500万円	7年以内（1年以内）
設備・運転併用	3,500万円	7年以内（1年以内）

※表示の融資限度額は、創業支援融資との合算で3,500万円です。

償還期間	融資利率(年利)	信用保証料(※)
3年以内	1.5%	創業支援1号：原則0.9% 創業支援2号：原則1.1%
3年超5年以内	1.6%	
5年超7年以内	1.7%	
7年超10年以内	1.8%	

※令和9年3月31日まで、表示の信用保証料率から0.45%引下げします（一部の場合を除く）。

※引下げ後の信用保証料の10割（上限0.45%）を県が補助します。

申込方法

<必要な書類> 認定申請書（創業支援1号又は創業支援2号）のほか、融資対象区分ごとに必要な書類が異なります。

		創業支援1号		創業支援2号
		①個人創業	②会社設立	
1	申込人の印鑑証明書又は住民票の写し	○	○※4	○※4
2	商業登記簿謄本及び定款の写し	—	○※1	○※1
3	法人代表者の印鑑証明書又は住民票の写し	—	○※1	○※1
4	客観的に事業に着手したことを証する書類	○※1	—	—
5	許認可等が必要な業種にあっては、許認可証等の写し	○	○	○
6	住民税の納税証明書	○※4	○※4	○※4
7	県税納税証明書（住民税に関するものを除く）	○※1	○※1	○※1
8	創業計画書	○※3	○※3	○
9	自己資金を確認できる書類	○※3	○※3	○※5
10	設備資金にあっては、見積書又は契約書の写し	○	○	○
11	決算期が到来している場合は確定申告書の写し	○※2	○※2	○※2
12	個人創業後に設立し、事業を承継させた会社にあつては、創業時に税務署に提出した開業届の写し	—	○※1	○※1

※1 創業計画段階に該当する場合は添付不要

※2 創業計画段階又は創業後1年以上5年未満に該当する場合は添付不要

※3 創業後1年以上5年未満に該当する場合は添付不要

※4 創業後に該当する場合は添付不要

※5 税務申告1期以上終了している場合は添付不要。税務申告1期末終了で会社設立済の場合は、自己資金を確認できる書類又は試算表等の添付が必要。

<共通> 1・2はいずれか必須

	該当項目	必要な書類
1	女性又は若者に該当する場合	女性又は若者であることを証する書類
2	障害者に該当する場合	障害者手帳の写し
3	産業競争力強化法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業（※）による支援を受けたものに該当する場合	産業競争力強化法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことに関する証明申請書の写し

※ 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載されたもの

【申込先】

商工会等 → 認定後、取扱金融機関に申込み

新分野進出等支援融資

融資対象

県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業者で、次に掲げるいずれかの事業計画を策定して実行する者

- (1) 新分野進出（日本標準産業分類の細分類で現在行っている事業と異なる事業に進出する取組）に関する事業計画
- (2) 事業転換（現在行っている事業を廃止して新たな事業を開始する取組）に関する事業計画
- (3) 業態転換（商品の販売又は役務の提供について新たな方法を導入する取組）に関する事業計画
- (4) 事業拡大（新たな設備投資を実施することにより現在行っている事業を拡大する取組）に関する事業計画
- (5) 海外展開（商品、サービス等の輸出又は海外直接投資の取組）に関する事業計画（※）
- (※) 県内事業所の規模縮小及び従業員減少を伴わないものに限る
- (6) 脱炭素化（脱炭素化に資する設備を導入することにより、製品や企業の競争力向上と経営力の強化を図る取組）に関する事業計画

融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	1億円	10年以内（2年以内）
運転資金	3,000万円	5年以内（1年以内）

※融資対象(6)脱炭素化の場合は、設備資金のみになります。

償還期間	融資利率（年利）		信用保証料
	保証付	保証無	
3年以内	1.9%	2.4%	0.45%～1.9% (※)
3年超5年以内	2.0%	2.5%	
5年超7年以内	2.1%	2.6%	
7年超10年以内	2.2%	2.7%	

※令和9年3月31日まで、表示の信用保証料率より0.1%引下げします（一部の場合を除く）。

※引下げ後の信用保証料の2割を県が補助します。

申込方法

【必要な書類】

茨城県新分野進出等支援融資認定申請書（様式第1号）

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・見積書又は契約書の写し
- ・事業計画書（添付様式）

※次に掲げる計画を実行するために融資を受けようとする場合には、認定等を受けた当該計画書及び認定書等の写しを添付することで事業計画書（添付様式）を省略することができる。

- ・経営力向上計画、経営革新計画、先端設備等導入計画
- ・国等の補助事業の採択を受けた事業計画

【申込先】

商工会等

→認定後、取扱金融機関に申込み

雇用促進等支援融資

融資対象

1 県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次の要件を満たす者

- (1) 雇用の増加を伴う事業拡大計画（生産・販売能力の増強等を実施するものをいう。以下同じ。）を有すること。
- (2) 申請日以前の6か月間に常時使用する従業員（以下「従業員」という。）が減少していないこと。
- (3) 事業拡大計画により今後6か月以内に2人以上の従業員（パートタイム労働者を除き、かつ、雇用保険加入見込みであること。）の増加が確実に見込まれること。ただし、次のいずれかに該当する場合は1人の増加でもよい。
 - ① 従業員20人（商業又はサービス業については5人）以下の中小企業者が、新たに雇用する場合
 - ② 満45歳以上の労働者を雇用する場合

2 上記に掲げる要件を満たす者のほか、次に掲げるいずれかの要件を満たす者

- (1) 茨城県障害者雇用優良企業認定制度実施要綱に基づく茨城県障害者雇用優良企業の認定（有効期間内のものに限る。）を受けていること。
- (2) 「パートナーシップ構築宣言」に登録し、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表していること。
- (3) いばらきリスクリテラシー推進宣言制度実施要領に基づく「リスクリテラシー推進宣言」に登録し、リスクリテラシーポータルサイトにおいて宣言を公表していること。
- (4) 茨城県働き方改革優良（推進）企業認定制度実施要項に基づく茨城県働き方改革優良（推進）企業の認定（有効期間内のものに限る。）を受けていること。
- (5) 茨城県外国人受入優良企業等認定制度実施要綱に基づく茨城県外国人受入優良企業又は茨城県外国人受入先進企業の認定（有効期間内のものに限る。）を受けていること。

融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	1億円	10年以内（1年以内）
運転資金	3,000万円	5年以内（1年以内）

償還期間	融資利率（年利）		信用保証料
	保証付	保証無	
3年以内	1.9%	2.4%	0.45%～1.9% (※)
3年超5年以内	2.0%	2.5%	
5年超7年以内	2.1%	2.6%	
7年超10年以内	2.2%	2.7%	

※令和9年3月31日まで、表示の信用保証料率から0.1%引下げします（一部の場合を除く）。

申込方法

【必要な書類】

茨城県雇用促進等支援融資認定申請書（様式第1号）

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・見積書又は契約書の写し
- ・事業計画書（添付様式）

※融資実行後、雇用を確認する書類の提出があります。

茨城県雇用促進等支援融資雇用実績報告書（様式第3号）

【申込先】

商工会等

→認定後、取扱金融機関に申込み

小売商業・地場産業支援融資

融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き 1 年以上営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 店舗の改装等を行う者（※）
 - (2) 大規模商業施設等にテナントとして出店する者（※）
 - (3) 地場産業を営む者
 - (4) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく指定地域内（旧水府村、旧里美村、旧牛堀町、旧山方町、旧美和村、旧緒川村、旧御前山村、稲敷市、旧霞ヶ浦町、桜川市、行方市、旧桂村、旧七会村、大子町、河内町、利根町）に立地している者
- ※ (1)、(2)については、卸売業・小売業・飲食業及びサービス業のいずれかに該当する場合に限る。

融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）	
		(1)・(2)	(3)・(4)
設備資金	1 億円	10 年以内（2 年以内）	7 年以内（2 年以内）
運転資金	3,000 万円	5 年以内（1 年以内）	

償還期間	融資利率（年利）		信用保証料
	保証付	保証無	
3 年以内	1.9%	2.4%	0.45%～1.9% （※）
3 年超 5 年以内	2.0%	2.5%	
5 年超 7 年以内	2.1%	2.6%	
7 年超 10 年以内	2.2%	2.7%	

※令和 9 年 3 月 31 日まで、表示の信用保証料率より 0.1%引下げします（一部の場合を除く）。

申込方法

【必要な書類】

- 茨城県小売商業・地場産業支援融資認定申請書（様式第 1 号）
- ・許認可業種については、許認可証の写し
 - ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
 - ・見積書又は契約書の写し
 - ・事業計画書（添付様式）

【申込先】

- 商工会等
→認定後、取扱金融機関に申込み

観光おもてなし施設整備融資

融資対象

県内に事業所を有し、引き続き 1 年以上事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 県産品を活用した体験型の施設の整備・改修を行う者
- (2) 海や山など自然を活用した施設の整備・改修を行う者
- (3) 歴史や文化をテーマにした施設の整備・改修を行う者
- (4) 一定の施設基準を満たす宿泊施設の整備・改修を行う者（県外事業者及び中小企業、小規模企業以外の事業者も可）
- (5) 観光施設のバリアフリー化のための整備・改修を行う者
- (6) その他知事が必要と認める施設の整備・改修を行う者

融資条件

資金使途	融資限度額		融資期間（据置）
	(4)	その他	
設備資金	10 億円	5 億円	12 年以内 （2 年以内）

※保証付きの場合、2 億 8,000 万円まで。

償還期間	融資利率（年利）		信用保証料
	保証付	保証無	
3 年以内	1.9%	2.4%	0.45%～1.9% （※）
3 年超 5 年以内	2.0%	2.5%	
5 年超 7 年以内	2.1%	2.6%	
7 年超 10 年以内	2.2%	2.7%	
10 年超 12 年以内	2.3%	2.8%	

※令和 9 年 3 月 31 日まで、表示の信用保証料率より 0.1%引下げします（一部の場合を除く）。

申込方法

【必要な書類】

- 茨城県観光おもてなし施設整備融資認定申請書（様式第 1 号）
- ・許認可業種については、許認可証の写し
 - ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
 - ・見積書又は契約書の写し
 - ・事業計画書（添付様式）
 - ・設計図面（平面図、立面図）
 - ・定款又は登記事項証明書の写し
 - ・旅館業経営許可申請書の写し【(4)の場合】

【申込先】

- 商工会等
→認定後、取扱金融機関に申込み

事業承継支援融資

融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する者

(1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人

(2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していない者

(3) 次のアからエまでの全ての要件を満たすこと。なお、アからウまでについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、エについては、信用保証協会への申込日に満たしていることを要するものとする

ア 資産超過であること。

イ EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること。
(EBITDA 有利子負債倍率＝(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費))

ウ 法人・個人の分離がなされていること。

エ 返済緩和している借入金がないこと。

融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	8,000万円	10年以内 (1年以内)
運転資金		
設備・運転併用		

償還期間	融資利率（年利）	信用保証料
3年以内	1.9%	0.45%～1.9% (※)
3年超5年以内	2.0%	
5年超7年以内	2.1%	
7年超10年以内	2.2%	

※中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合は0.10%～1.05%で、県と信用保証協会それぞれ0.1%引下げ。

申込方法

【必要な書類】

茨城県事業承継支援融資認定申請書(様式第1号)

・許認可業種については、許認可証の写し

・県税納税証明書（未納が無いことの証明）

・見積書又は契約書の写し

・信用保証協会所定の次に掲げる書類の写し

(1) 事業承継計画書

(2) 財務要件等確認書

(3) 既往借入金を借り換える場合は、借換債務等確認書

(4) 既往借入金を借り換える場合で融資希望金融機関以外からの借入金を含むときは、他行借換依頼書兼確認書

・中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合は、ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（茨城県中小企業活性化協議会及び茨城県事業承継・引継ぎ支援センター所定様式）の写し

【申込先】

商工会等

→認定後、取扱金融機関に申込み

災害対策融資

融資対象

<緊急対策枠>

(1) 県内に事業所を有し、事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業者で、知事が認めた災害その他突発的事由の発生により、経営の安定に支障を来している者

<地震災害予防対策枠>

(2) 県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き3か月以上営んでいる中小企業者で、対象地域内において地震災害予防対策として次のいずれかを行う者

① 高圧ガス設備の耐震化を図る目的をもって、次のア又はイのいずれかの工事を行う者

ア 製造事業所等の地震計の設置、容器元弁遮断装置の設置、配管の耐震性向上のための工事等

イ 販売店による家庭用LPGのS型メーター、容器元弁遮断装置等の設置
(対象地域内の耐震性改善のための事業を実施する対象地域外（県内に限る。）に事業所を有する者も融資対象)

② アーケードの耐震性向上のために改築、補強を図る者

③ 機械、器具、商品等の転倒、転落等の防止措置として補強を図る者

④ 消防用設備（消防法により設置義務のある設備を除く。）の設置を図る者

⑤ 有蓋貯水槽（震度6の地震に耐えられるもの。）又は防火井戸の消防水利施設の設置及び改修（耐震性の向上）を図る者

⑥ その他知事が必要と認める地震災害予防対策（アスベストの除去等）を図る者

融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	5,000万円	10年以内（3年以内）
運転資金	3,000万円	7年以内（2年以内）
設備・運転併用（(1)のみ）	5,000万円	7年以内（2年以内）

【(1)の場合】

償還期間	融資利率（年利）	信用保証料
3年以内	1.9%	0.45%～
3年超5年以内	2.0%	
5年超7年以内	2.1%	1.9% (※)
7年超10年以内	2.2%	

※信用保証料の5割を県が補助します（一部の場合を除く）。

【(2)の場合】

償還期間	融資利率（年利）		信用保証料
	保証付	保証無	
3年以内	1.7%	2.2%	0.45%～ 1.9%
3年超5年以内	1.8%	2.3%	
5年超7年以内	1.9%	2.4%	
7年超10年以内	2.0%	2.5%	

申込方法

【必要な書類】

茨城県災害対策融資認定申請書（様式第1号）

・許認可業種については、許認可証の写し

・県税納税証明書（未納が無いことの証明）

・見積書又は契約書の写し

(1)の場合

・市町村長の罹災証明書等を受けた場合は、罹災証明書等の写し

・中小企業信用保険法第2条第5項第3号、第4号及び第6項の規定による市町村長の認定を受けた者は、認定申請書の写し及び資金繰表

【申込先】

商工会等

→認定後、取扱金融機関に申込み

パワーアップ融資

融資対象

県内に事業所を有し、事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き１年以上営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 直近３か月の受注高又は売上高が前年同期比で５％以上減少している者
- (2) 直近３か月の受注高又は売上高が前年同期比で減少し、かつ、直前の決算で損失を計上している者
- (3) 直近３か月の粗利益が前年同期比で５％以上減少している者
- (4) 中小企業信用保険法第２条第５項各号の規定に基づき市町村長の認定を受けた者
- (5) 中小企業信用保険法第２条第６項の規定に基づき市町村長の認定を受けた者
- (6) 県が別に指定した倒産事業者に対し、50万円以上の売掛金債権等を有している者
- (8) 信用保証協会の経営力強化保証制度要綱２に規定する申込人資格要件を満たす者
ただし、一般関係に係る保証については、直近３か月の受注高又は売上高が前年同期等に比べ５％以上減少している者

融資条件

資金使途	融資限度額		資金使途	融資期間（据置）		
	(1)・(2)・(3)・ (5)・(8)	(4)・(6)		(1)・(2)・(3)・(5)	(4)・(6)	(8)
設備資金	5,000万円	—	設備資金	10年以内（３年以内）	—	7年以内（１年以内）
運転資金	5,000万円	5,000万円	運転資金	7年以内（２年以内）	7年以内（２年以内）	5年以内（１年以内）
設備・運転 併用	5,000万円	—	設備・運転 併用	7年以内（２年以内）	—	7年以内（１年以内）

※(8)のうち、借換資金を含む場合は10年以内（１年以内）となります。

償還期間	融資利率（年利）		信用保証料
	(1)・(2)・(3)・ (5)・(8)	(4)・(6)	
３年以内	1.9%	1.9%	0.45%～1.9% (※１、※２)
３年超５年以内	2.0%	2.0%	
５年超７年以内	2.1%	2.1%	
７年超１０年以内	2.2%	—	

- (※１) 経営安定関連保証４号を付する場合は、0.7%が適用されます。
経営安定関連保証５号を付する場合は、0.8%が適用されます。
(※２) 信用保証料の１割を県が補助します（一部の場合を除く）。

申込方法

(必要な書類)

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・資金繰表
- ・設備資金の場合は、見積書又は契約書の写し

((1)、(2)、(3)の場合)

- 茨城県パワーアップ融資認定申請書（様式第１号）
- ・前期決算書又は税務申告書の写し
 - ・前期及び当期の月別受注高、売上高の明細書又は月別試算表等

((4)、(5)の場合)

- 茨城県パワーアップ融資申込書（様式第２号）
- ・中小企業信用保険法による市町村認定書の写し

((6)の場合)

- 茨城県パワーアップ融資認定申請書（様式第３号）
- ・パワーアップ融資に係る倒産企業届出書（様式）
 - ・県指定倒産事業者に対し有する売掛金債権等が確認できる書類の写し

((8)の場合)

- 茨城県パワーアップ融資申込書（様式第２号）
- ・中小企業信用保険法による市町村認定書の写し
 - ・「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書

【申込先】

((1)、(2)、(3)、(6)の場合)
商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会
→受付又は認定後、取扱金融機関に申込み

((4)、(5)、(8)の場合)
取扱金融機関

※市町村認定が必要な場合は、市町村所定の書類をそろえ、市町村商工担当課まで申請してください。

再生支援融資

融資対象

県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業者で、次に掲げるいずれかの計画等（当該計画等に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行う者

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- 2 認定支援機関（産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第134条第2項に規定する認定支援機関をいう。）及び産業復興相談センター（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターをいう。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- 3 特定認証紛争解決手続（法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。）に従って作成された事業再生計画
- 4 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- 5 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- 6 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- 7 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- 8 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- 9 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- 10 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- 11 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場をいう。）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
- 12 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	1億円	10年以内 （1年以内※）
運転資金		
設備・運転併用		

※事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を付する場合は3年以内

融資利率（年利）	信用保証料
2.8%以内	原則0.8%（※）

※事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を付する場合は、国の補助により中小企業者が負担する信用保証料率は0.4%となります。
※上記保証以外の場合は、信用保証料の1割を県が補助します（一部の場合を除く。）。

申込方法

【必要な書類】

- 茨城県再生支援融資認定申請書（様式第1号）
- ・許認可業種については、許認可証の写し
 - ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
 - ・見積書又は契約書の写し
 - ・経営改善計画書

【申込先】

茨城県知事（産業政策課）
→認定後、取扱金融機関に申込み

借換融資

融資対象

県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業者で、次のいずれにも該当する者

- (1) 信用保証協会の保証が付された制度融資の既往借入金を借り換えることにより、月々の返済額を軽減する者
- (2) 前号の既往借入金の元金償還が1年以上経過している者（ただし、複数ある既往借入金を一本化して借り換える場合は、いずれかの元金償還が1年以上経過していれば足りるものとする。）

融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間（据置）
運転資金	信用保証協会の保証が付された制度融資の既往借入金の残額に、借換えに必要な諸費用を加えた額	10年以内 （1年以内）

償還期間	融資利率（年利）	信用保証料
3年以内	1.9%	0.45%～1.9%（※）
3年超5年以内	2.0%	
5年超7年以内	2.1%	
7年超10年以内	2.2%	

※信用保証料の1割を県が補助します（一部の場合を除く。）。

申込方法

【必要な書類】

- 信用保証協会所定の事業計画書（県借換融資用別添様式）
- ・許認可業種については、許認可証等の写し
 - ・県税納税証明書（未納がないことの証明）

【申込先】

取扱金融機関（金融機関所定手続き）

小規模企業支援融資

融資対象

次の表の左欄に掲げる融資区分ごとに、同表の右欄に掲げる各制度融資に規定する融資対象の要件（経営合理化融資の融資対象2、パワーアップ融資の融資対象(4)、(5)及び災害対策融資の融資対象(1)を除く。）を準用する。この場合において、各制度融資の融資対象中「中小企業者」とあるのは、「小規模企業者※」と読み替える。

※小規模企業者：常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人

融資区分	制度融資
経営合理化分	経営合理化融資（P. 6）
イノベーション投資分	イノベーション投資促進融資（P. 6）
新分野進出等支援分	新分野進出等支援融資（P. 9）
雇用促進等支援分	雇用促進等支援融資（P. 9）
小売商業・地場産業支援分	小売商業・地場産業支援融資（P. 10）
パワーアップ分	パワーアップ融資（P. 12）
災害対策分	災害対策融資（P. 11）
借換分	借換融資（P. 13）

融資条件

融資限度額以外の融資条件については、各制度融資の規定を準用します。

資金使途	融資限度額
設備資金 運転資金 設備・運転併用	2,000万円 （既存の保証付融資残高との 合計で2,000万円の範囲内）

※令和9年3月31日まで、一部の場合を除き、表示の信用保証料率0.5～2.2%から0.1%引下げします（イノベーション投資分、新分野進出等支援分、雇用促進等支援分、小売商業・地場産業支援分に限る）。

※イノベーション投資分、新分野進出等支援分、パワーアップ分、借換分については、県による信用保証料補助があります。

申込方法

【必要な書類】

申込の際の申請書は、各制度融資で定める申請書に所要の調整をして使用します。

※経営合理化分においては、茨城県経営合理化融資認定申請書（様式第1号）の規定中「茨城県経営合理化融資」とあるのを「茨城県小規模企業支援融資（経営合理化分）」とし、この区分以外のものにおいても、この例に準じて調整を加えて使用します。

※その他必要な添付書類は、各制度融資の規定を準用します。

【申込先】

- ・商工会等 → 認定後、取扱金融機関に申込み（借換分以外）
- ・取扱金融機関（借換分）

短期運転資金融資

融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者

融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間
運転資金	2,000万円	1年以内

償還期間	融資利率（年利）		信用保証料
	保証付	保証無	
1年以内	2.1%	2.6%	0.45%～1.9%

申込方法

【申込先】
取扱金融機関（金融機関所定手続き）

制度融資のうち長期資金については、同一制度融資内で既往借入金を借り換えることができます

◆対象融資

元金償還が1年以上経過した制度融資（融資金の使途が設備資金のみのものを除きます。）

◆借換条件

対象融資の既往借入金の返済のために同一制度融資を利用（小規模企業支援融資と当該融資の融資区分に対応した制度融資との間の利用を含みます。）する場合（新規事業資金を併せて借り換える場合を含みます。）、借換資金の据置期間はありません。

◆借換額

既往借入金の残額またはその残額に新規事業資金を合わせた額

※複数の既往借入金を一本化する場合は「借換融資（P.13）」をご覧ください。

② その他の県の融資制度

環境保全施設資金融資

中小企業者が環境保全施設を設置する場合に必要な資金の貸付制度です。

(令和8年4月1日現在)

対象者	融資限度額	融資期間	融資利率	担保・保証人
環境保全施設を設置・改善する者で、県内に工場又は事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者<別表>	2,500万円 (事業費の80%以内) ※ただし、知事が必要と認める場合は5,000万円	7年以内 (据置1年以内)	(保証付) 年1.9～2.1% (保証無) 年2.4～2.6%	取扱金融機関の一般貸付の例による

<別表>

・環境保全施設を設置・改善する者 大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭の防止施設、産業廃棄物の適正処理施設、化学物質の適正管理施設の設置や改善
--

【参考】

利子補給制度

次の事業について取扱金融機関から融資がなされたときは、取扱金融機関に対して利子補給金を交付します。

事業種類	利子補給率
霞ヶ浦流域外において、小規模事業者が行う排水対策	高度処理（窒素又はりん除去）施設 借受者の実質金利は無利子 高度処理以外の汚水処理施設 0.9%
霞ヶ浦流域において、条例等*に基づき次の者が設置する排水対策施設 (1) 霞ヶ浦小規模特定事業者 (2) 霞ヶ浦小規模指定事業者及び霞ヶ浦一般事業者 (3) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル未満の者	借受者の実質金利は無利子
家畜排せつ物の負荷削減対策施設（霞ヶ浦流域に限る）	借受者の実質金利は無利子
ダイオキシン類対策施設	0.6%

※水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び茨城県霞ヶ浦水質保全条例

<取扱金融機関>

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・東邦銀行・東日本銀行・千葉銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・銚子信用金庫・茨城県信用組合・商工組合中央金庫
--

相談窓口 県北県民センター環境・保安課 Tel 0294-80-3355
 鹿行県民センター環境・保安課 Tel 0291-33-6056
 県南県民センター環境・保安課 Tel 029-822-7048
 県西県民センター環境・保安課 Tel 0296-24-9134
 県民生活環境部環境政策課県央環境保全室 Tel 029-301-3044
 県民生活環境部環境対策課（環境保全施設に関すること） Tel 029-301-2956

工場等立地促進融資

(令和8年6月1日現在)

対象者	使 途	限度額	融資期間	融 資 利 率		申 込 先
(1) 県、県開発公社、市町村等 が新規に分譲する県内の対象 工業団地等に立地する者	土地取得費、 施設・設備整 備費	25億円	15年以内 (据置2年以内)	10年超 5年超10年以内 5年以内	年1.9%以内 年1.8%以内 年1.7%以内	県立地推進課
(2) 県内に立地する者で(1)に 該当しない者（製造業等を営む 者に限る。）		15億円	10年以内 (据置2年以内)	5年超10年以内 5年以内 年1.8%以内 年1.7%以内		
(3) 県内の工業団地内等で増設 を行う者						

※留意事項

- 原則として着工前・支払前に県の認定が必要です。まずは、取扱金融機関と調整し、その後お早めに県に認定申請してください。
- 「立地する者」とは、事業用地を新たに購入し、新たな施設(事業所等)を設置する者です。
- 「製造業等」とは、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、植物工場等です。
- 「増設」とは、工場等の事業用面積が増加する増改築です。
- (1)の対象工業団地にリースで立地する場合、県が新規に分譲する工業団地は(1)、その他は(2)が適用となります。

相談窓口 県立地推進部立地推進課 TEL 029-301-2036

<取扱金融機関>

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・栃木銀行・福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・烏山信用金庫・茨城県信用組合・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・商工組合中央金庫
--

農業ビジネス保証制度

対象者	使途	限度額	融資期間	融資利率	信用保証料	申込先
商工業とともに県内において農業を営む中小企業者、農業組合法人又は個人	運転資金	5,000万円	10年以内 (据置2年以内)	金融機関所定	0.8% ※信用保証料の50%を県が補助	商工会議所・商工会
	設備資金		15年以内 (据置2年以内)	金融機関所定		

※茨城県信用保証協会の保証割合は融資額の80%となります。

【必要書類】

- ・許認可等の必要な業種については、許認可等の写し
- ・県税納税証明書(未納が無いことの証明)
- ・見積書(設備資金の場合)
- ・茨城県農業ビジネス保証制度事業計画書
- ・商工業を営むことを確認できる書面
- ・県内で農業を営むことを確認できる書面

商工業を営むことを確認できる書面 (下記書面のいずれか一つ以上を添付)	県内で農業を営むことを確認できる書面 (下記書面のいずれか一つ以上を添付)
1. 確定申告書の写し	1. 確定申告書の写し
2. 開業届の写し	2. 耕作証明書
3. 事業用建物の賃貸借契約書の写し	3. 営農証明書
4. 発注書の写し	4. 県内農地の登記事項証明書・賃貸借契約書の写し
5. その他商工業を営むことを確認できる書面	5. その他県内で農業を営むことを確認できる書面

【申込先】

商工会議所・商工会 ⇒ 認定後、取扱金融機関に申込み

相談窓口 県農林水産部農業経営課 TEL 029-301-3862

③市町村の融資制度

自治金融・振興金融とも茨城県信用保証協会の保証付き融資となっています。また、一部の市町村では、信用保証料の補助や利子補給を実施し、利用者の負担を軽減しています。

(令和8年4月1日現在)

制度名	資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	申込先
自治金融	運転資金 設備資金	1,000万円	10年以内	年2.0%	商工会議所・商工会
振興金融	運転資金 設備資金	2,000万円 (運転資金は市町村により異なる)	10年以内	市町村の定めるところによる	市町村の商工担当課 又は 商工会議所・商工会

※融資利率は、変動することがあります。茨城県信用保証協会のホームページでご確認ください。(https://icgc.or.jp)

④ 政府系金融機関の融資制度

(株)日本政策金融公庫

●中小企業事業

方式	貸付対象等	貸付条件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
直接貸付	設備資金・長期運転資金	各融資制度（注2）の限度内	融資制度（注2）ごとに設定 最長 設備20年 運転15年	融資制度（注2）ごとに借入れ期間など応じて設定
代理貸付（注1）	同上	同上	融資制度ごとに設定 最長 設備20年 運転15年	同上

（注1）代理貸付については、代理店窓口にご相談ください。

（注2）特別貸付制度として、「新企業育成貸付」、「企業活力強化貸付（海外展開資金ほか）」、「セーフティネット貸付」等がありますので、下記窓口にご相談ください。

相談窓口 水戸支店 TEL 029-231-4246

●国民生活事業

種類	貸付対象等	貸付条件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
一般貸付	事業を営むほとんどの方が利用いただけます	4,800万円	設備資金10年以内 （据置2年以内） 運転資金7年以内 （据置1年以内）	（注）のとおりに
マル経融資 （無担保無保証人）	商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会長の推薦を受けた常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）の場合5人以下）である企業	2,000万円	10年以内 （据置2年以内）	年2.50% （R8.4.1現在）

（注）ご返済期間、担保の有無等によって適用される利率が異なりますので、詳しくは下記窓口にご相談ください。

このほか、生活衛生関係の事業を営む方への「生活衛生貸付」や特別貸付として「セーフティネット貸付」「新企業育成貸付」「企業活力強化貸付」等があります。なお、利率は金融情勢によって変動します。

相談窓口 水戸支店 TEL 0570-009857

土浦支店 TEL 0570-012646

日立支店 TEL 0570-012777

生活衛生貸付については（公財）茨城県生活衛生営業指導センター（TEL 029-225-6603）も相談窓口です。

(株)商工組合中央金庫

融資対象	融資条件		
	融資利率	融資期間	返済方法
商工中金の株主である下記中小企業団体（所属団体）とその構成員 中小企業等協同組合／事業協同組合・事業協同小組合・火災共済協同組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合、協業組合、商工組合・同連合会、商店街振興組合・同連合会、生活衛生同業組合・同連合会、生活衛生同業小組合、酒造組合・同連合会・同中央会、酒販組合・同連合会・同中央会、内航海運組合・同連合会、輸出組合・輸入組合、市街地再開発組合	固定金利・変動金利 （詳しくは下記窓口 にご相談ください）	原則として 設備資金15年以内 （据置2年以内） 運転資金10年以内 （据置2年以内）	分割返済 期限一時返済

相談窓口 水戸支店 TEL 029-225-5151

つくば営業所 TEL 029-859-8615

⑤茨城県信用保証協会の保証制度

茨城県信用保証協会は、中小企業者の皆様が金融機関から事業資金を借り入れる際、公的な保証人となって借り入れを容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業者の支援を行うために設立された「信用保証協会法」に基づく公的機関です。

■ご利用いただける方

●業歴・所在地

法人の場合は、本店または事業所のいずれか、個人の場合は、現に居住している住居または事業所が茨城県内にあれば対象となります。ただし、業歴または所在地の定めのある保証制度の場合は、その定めによります。

●企業規模

個人またはNPO法人の場合は、「常時使用する従業員数」が下表に該当すれば対象となります。

法人の場合は、「資本金または出資金」もしくは「常時使用する従業員数」のいずれか一方が下表に該当すれば対象となります。

業 種	資本金または出資金	常時使用する従業員数
製 造 業 ・ そ の 他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業 ・ 飲 食 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人 等	—	300人以下

ただし、次の業種については、下表のとおり基準を定めています。（NPO法人を除く）

業 種	資本金または出資金	常時使用する従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

(注1) 常時使用する従業員数には、個人事業主の家族従業員、臨時の使用人、会社の役員は含まれません。ただし、名目的には臨時雇いであっても、実質上、常雇いの関係にある場合は含まれます。

(注2) NPO法人の場合、雇用契約関係がないボランティア等は従業員には含まれません。

(注3) 組合の場合は、当該組合が保証対象業種を営んでいること、またはその構成員の2/3以上が保証対象業種を営んでいればお申し込みできます。

(注4) 資本金または出資金が上記の基準を超えている会社で、かつ、常時使用する従業員数が上記の基準の9割を超えている場合は、従業員数確認資料が必要となります。

●業種・許可等

ほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業（一部対象となるものを除く。）、金融業（一部対象となるものを除く。）、保険業（「保険媒介代理業」および「保険サービス業」を除く。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業のうち公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるもの、風営法第2条第6項～第10項に規定する風俗営業、集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものにかかるものを除く。）、非営利団体の一部、その他信用保証協会が不適当と認める業種は対象となりません。

なお、農林漁業との兼業者については、商工業（保証対象業種に限る。）にかかる資金は対象となります。

茨城県農業ビジネス保証制度を利用する場合は、商工業（保証対象業種に限る。）と農業の兼業者であれば、農業にかかる資金も対象となります。

また、許可等を必要とする事業については、その許可等を受けていることが必要です。

●その他

次に該当する場合は、原則として保証利用できません。

- ① 信用保証協会が代位弁済をした先で、現在債務が残っている中小企業者
(ただし、求償権消滅保証・求償権DDSの対象となる中小企業者を除く。)
- ② 銀行取引停止処分を受けている中小企業者
法人代表者が銀行取引停止処分を受けている場合は、当該法人も原則として保証利用できません。
- ③ 破産、民事再生、会社更生等債務整理手続中の中小企業者
(ただし、事業再生保証の対象となる中小企業者を除く。)
- ④ 保証付融資またはプロパー融資について、延滞等の債務不履行がある中小企業者
- ⑤ 反社会的行為者またはその共生者（それらの者が代表権を有する法人を含む。)
- ⑥ 保証申込について、金融幹旋屋等の第三者が介入する中小企業者
- ⑦ 税金等を滞納している中小企業者

■ 信用保証料

信用保証のご利用に際し、信用保証料が必要となります。

信用保証料とは、信用保証の対価として中小企業者の皆様にお支払いをいただくものです。

中小企業者の皆様からいただいた信用保証料は、主に日本政策金融公庫に支払う信用保証料に充てられています。

信用保証料のお支払い方法は、原則一括としていますが、中小企業者の方から分割納付の申し出があり、信用保証協会が承認した場合は、分割納付も可能です。

● 信用保証料率について

信用保証料率は、企業の経営状況に応じて、原則として下表のとおり 9 区分の料率が定められています。

最初の決算期が未到来、または貸借対照表等を作成していない個人事業主の方などについては、一部の制度を除き、利用する制度により年 1.15%または年 1.35%の一律の信用保証料率が適用となります。

(単位：年率%)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
標準的な信用保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

※小口零細企業保証、根保証(手形割引、でんさい割引、当座貸越、事業者カードローン)、予約保証、一括支払契約保証、求償権消滅保証等は、別に定める信用保証料率が適用されます。また、所定の一律の信用保証料率が適用される制度もあります。

※信用保証料率の区分判定にあたっては、一般社団法人CRD協会が運営する中小企業者に関する日本最大のデータベースであるCRD（中小企業信用リスク情報データベース）を利用して判定を行っています。

● 信用保証料の割引について

以下の(1)～(3)に該当する場合、料率の割引を行っています。

(1) 会計参与設置会社に対する割引…年 0.1%を割引

会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類をご提出いただいた会社は、信用保証料を年 0.1%割引します。

(2) 有担保割引…年 0.1%を割引

物的担保をご提供いただいた場合、信用保証料を年 0.1%割引します。

(3) 保証累計額割引…年 0.1%～年 0.2%を割引

保証累計額が 800 万円以下の場合、年 0.1%～年 0.2%を割引します。9 区分に分かれた信用保証料率が適用される保証制度で、1～5 区分までが割引の対象となります。

※(1)、(2)、(3)については、制度により一部割引の対象とならない場合もあります。

●信用保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする取扱いについて

信用保証料の上乗せにより経営者保証を不要とすることができる制度の取扱いがあります。

事業者選択型経営者保証非提供制度

本制度は個別の保証制度ではなく、対象となる保証制度に対して適用されます。

要件	次の(1)～(5)をすべて満たす法人^{※1} (1)過去2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2)直近の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと (3)次の両方またはいずれかを満たすこと ①直近の決算において債務超過でない^{※2} ②直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない^{※3} (4)次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①保証申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えないこと (5)信用保証料の上乗せを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること ※1 法人設立後、最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、(1)、(2)および(3)は問いません 設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合、(3)は問いません ※2 貸借対照表において「純資産の額≥ 0」となること ※3 損益計算書において「経常利益+減価償却費≥ 0」となること
対象となる保証制度	次の信用保険を利用した保証制度 ・無担保保険 ・公害防止保険 ・エネルギー対策保険 ・海外投資関係保険 ・新事業開拓保険 ・事業再生保険 (注) 法令等に定めるところにより連帯保証人を徴求しない保証は、本制度の対象外となります
信用保証料率	・要件(3)①および②のいずれも満たす場合 信用保証協会所定の信用保証料率に 0.25%上乗せ ・要件(3)①または②のいずれか一方を満たす場合 信用保証協会所定の信用保証料率に 0.45%上乗せ ・法人設立後、2事業年度の決算がない場合 信用保証協会所定の信用保証料率に 0.45%上乗せ

■ 茨城県信用保証協会の保証制度

様々なニーズにお応えできる各種保証制度をそろえています。目的に合わせてご利用ください。

	保証の種類	保証限度額	保証期間	連帯保証人	担保	信用保証料率 (年率)	ご 利 用 で き る 方 他 そ の
必要な時に必要な資金を繰り返してご利用いただけます	普通保証	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	資金使途に応じた期間	個人:原則不要 法人:必要となる場合がある	必要に応じて	0.45%～ 1.90%	県内において事業を行う(個人の場合は居住地を含む)中小企業者
	当座貸越 根保証	100万円～ 2億8,000万円	1年または2年	個人:原則不要 法人:必要となる場合がある	5,000万円以内 は原則不要	0.39%～ 1.62%	同一事業実績3年以上、2期以上決算(申告)、申込金融機関との与信取引6ヶ月以上で、別に定める要件を満たす方
カードにより、スピーディかつ反復継続的にご利用いただけます	事業者カードローン 当座貸越根保証	100万円 ～ 2,000万円			原則不要		
これから創業する方や創業後5年を経過していない方等を対象とした制度です	創業関連保証	3,500万円	10年以内	個人:原則不要 法人:必要となる場合がある	不 要	0.90%	県内に住所または居所を有し、別に定める要件を満たす方
これから法人を設立し創業する方や、創業後5年未満の法人を対象とした、経営者保証が不要となる制度です	スタートアップ 創出促進保証			不 要		1.10%	
小規模事業者のための制度です	小口等細企業保証	2,000万円 (既存の保証付融資残高と合算して上記限度額内)	運転 10年以内 設備 15年以内	個人:原則不要 法人:必要となる場合がある	原則不要	0.50%～ 2.20%	常時使用する従業員が20人以内(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)は5人以内)の企業
市町村の金融制度で、固定利率でお借り入れができます	自治金融	1,000万円	10年以内	個人:原則不要 法人:必要となる場合がある	必要に応じて	0.45%～ 1.90%	県内において事業を行う(個人の場合は居住地を含む)中小企業者
金融機関と保証協会が連携・協調することで借入枠の拡大が図れます	パートナーシップ保証	2億8,000万円	運転資金 原則10年以内 設備資金 原則20年以内 ただし、信用保証協会が特に必要と認める場合は、この限りでない。	個人:原則不要 法人:必要となる場合がある	必要に応じて	0.405%～ 1.710%	金融機関プロパー融資との協調融資、および金融機関のプロパー融資残高が一定割合以上の方
金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、経営力の強化を図る方を支援する制度です	経営力強化保証	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 5年以内 設備 7年以内 (借換資金は10年以内)	個人:原則不要 法人:必要となる場合がある	必要に応じて	0.45%～ 1.75%	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題の解決を図る方を支援する制度です	協同支援型特別保証	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	個人:原則不要 法人:必要となる場合がある	必要に応じて	0.45%～ 1.90%	金融機関プロパー融資との協調融資を受けた方 金融機関の支援を受けつつ、経営行動計画の策定ならびに計画の実行・進捗の報告を行う方
経営状況の変化の予想を早期に捉えることで、経営支援等により経営力の向上を促し、経営状況の改善を図る方を支援する制度です	モニタリング強化型特別保証	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	個人:原則不要 法人:必要となる場合がある	必要に応じて	0.45%～ 1.90%	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している方
急激な景気後退や突発的な災害等の影響で経営の安定に必要な資金等の融通の円滑化を図ることを目的とした制度です	経営安定関連保証	法人 2億8,000万円 (6号は3億8,000万円) 組合 4億8,000万円	資金使途に応じた期間	個人:原則不要 法人:必要となる場合がある	必要に応じて	1～3,6号 0.90% 4号 0.70% 5,7,8号 0.80%	中小企業信用保険法第2条第5項にかかる市町村長の認定を受けた方
災害により被害を受けられた方の経営の安定に必要な資金等の融通の円滑化を図ることを目的とした制度です	災害緊急支援保証	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	運転 10年以内 設備 20年以内	個人:原則不要 法人:必要となる場合がある	必要に応じて	責任共有対象 0.25%～1.70% 責任共有対象外 0.70%	市町村長から罹災証明等を受けた方 中小企業信用保険法第2条第5項第4号にかかる市町村長の認定を受けた方
長期かつ大口の資金調達が行える制度です	中小企業特定社債保証	2,400万円 ～ 4億5,000万円	2年～7年	不 要	保証金額 2億円超は 原則必要	0.45%～ 1.90%	要綱で定める財務要件を備えた中小企業者 申込時に資格要件確認書の添付が必要
金融機関にお支払いいただく手数料の一部から地域の学校等に、金融機関が寄贈を行います	寄贈型特定社債保証 (地方創生応援債)					0.40%～ 1.85%	
信用保証料の上乗せにより、経営者保証が不要となる制度です 上乗せとなる信用保証料に対して、国からの一部補助が受けられます	事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証	8,000万円 (経営安定関連保証4、5号の場合は別枠で8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	不 要	不 要	0.70% ～ 2.65%	要綱で定める要件を備えた中小企業者 申込時に「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書の添付が必要
経営者保証を提供したプロパー融資について、一定の要件を満たすことを条件に、本制度へ借り換えることができます	プロパー融資 借換特別保証	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	不 要	必要に応じて	0.45% ～ 1.90%	要綱で定める要件を備えた中小企業者 申込時に財務要件等確認書・借換債務等確認書の添付が必要
事業再生計画の実施に必要な事業資金にご利用いただけます	事業再生計画 実施関連保証 (経営改善サポート保証)	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	個人:原則不要 法人:必要となる場合がある	必要に応じて	責任共有対象 0.80% 責任共有対象外 1.00%	事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対し計画の実行および進捗の報告を行う方等
	事業再生計画 実施関連保証 (経営改善サポート保証 経営改善・再生支援強化型)					責任共有対象 0.80%、1.00%	
						責任共有対象外 1.00%、1.20%	



制度融資に関するよくあるお問い合わせ

Q1 制度融資を利用できない業種はありますか。

A1 次に該当する方は、ご利用できません。

- ・農林水産業、風俗関連事業、金融業（一部対象となるものを除く）、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）
- ・社会福祉法人・財団法人・社団法人（医業を主たる事業とする法人を除く）、学校法人、宗教法人、有限責任事業組合
- ・県税、市町村税など税金を滞納している中小企業者、銀行取引停止中の中小企業者
- ・休眠会社、休眠組合
- ・反社会的行為者又は反社会的行為者と密接な関係を有する中小企業者 等

Q2 融資を申し込む際に必要となる納税証明書とはどのような書類ですか。

A2 主に「県税に未納がないことを証する納税証明書」のことです。

起業して間もない法人・個人事業者の場合でも発行されます。

※ 県内の5県税事務所及び3支所で申請手続きができます。

※ 申請の際は印鑑、申請者本人であることが確認できる書類が必要です。

※ 交付手数料は1枚につき400円です。

Q3 個人事業から法人に変更した場合、営業経歴はどのように考えますか。

A3 個人事業から法人成り（法人成りに伴う三親等内の親族間の経営者の交代があった場合も含む。）後、個人事業主の債権・債務を法人が引き継ぎ、かつ、個人事業と法人とで、同一の事業を行っている場合は、営業経歴を合算することができます。

Q4 県外から茨城県に進出する場合、制度融資は利用できますか。

A4 県外で1年以上の同一事業についての営業歴があり、制度融資申込み時点で茨城県内に事業所があれば利用可能です。（一定の施設基準を満たす宿泊施設の整備・改修を行うため観光おもてなし施設整備融資を利用する場合は、融資申込時点で茨城県内に事業所を有していなくても利用可能です。）

Q5 制度融資の資金使途の中にある「設備・運転併用」について教えてください。

A5 通常、設備資金と運転資金は分けて融資を受けることになりますが、「設備・運転併用」がある場合、運転資金・設備資金を併せて融資を受けることができます。すでに融資を受けている場合、利用額によっては融資をご利用できない場合があるのでご注意ください（※）。（※）本書記載の融資限度額は、制度毎の一企業当たりの限度額です。併用の限度額がある場合は、設備と運転を併せた利用限度額がその限度額となります。

例 創業支援融資（融資限度額 設備・運転・併用それぞれ3,500万円）の場合すでに設備で3,000万円融資を受けている場合、運転で500万円を超える融資を受けることはできません。

お問い合わせ先

商工会議所名	電話番号
水戸商工会議所	029-224-3315
土浦商工会議所	029-822-0391
古河商工会議所	0280-48-6000
日立商工会議所	0294-22-0128
石岡商工会議所	0299-22-4181
下館商工会議所	0296-22-4596
結城商工会議所	0296-33-3118
ひたちなか商工会議所	029-273-1371

商工会名	電話番号
常陸太田市商工会	0294-72-5533
高萩市商工会	0293-22-2501
北茨城市商工会	0293-42-2511
日立市十王商工会	0294-39-2086
東海村商工会	029-282-3238
那珂市商工会	029-298-0234
常陸大宮市商工会	0295-53-3100
大子町商工会	0295-72-0191
笠間市商工会	0296-72-0844
水戸市常澄商工会	029-269-4214
水戸市内原商工会	029-259-2803
小美玉市商工会	0299-48-0244
茨城町商工会	029-292-5979
城里町商工会	029-291-8894
大洗町商工会	029-266-1711
鹿嶋市商工会	0299-82-1919

商工会名	電話番号
潮来市商工会	0299-94-6789
鉾田市商工会	0291-32-2246
神栖市商工会	0299-92-5111
行方市商工会	0299-72-0520
つくば市商工会	029-879-8200
かすみがうら市商工会	0299-59-3755
石岡市八郷商工会	0299-43-0247
土浦市新治商工会	029-862-2325
つくばみらい市商工会	0297-58-1700
龍ヶ崎市商工会	0297-62-1444
取手市商工会	0297-73-1365
牛久市商工会	029-872-2520
守谷市商工会	0297-48-0339
稲敷市商工会	029-892-2603
美浦村商工会	029-885-2250
阿見町商工会	029-887-0552
河内町商工会	0297-84-2136
利根町商工会	0297-68-7417
下妻市商工会	0296-43-3412
常総市商工会	0297-22-2121
坂東市商工会	0297-35-3317
筑西市商工会	0296-52-2511
桜川市商工会	0296-76-1800
古河市商工会	0280-92-4500
八千代町商工会	0296-49-3232
五霞町商工会	0280-84-0777
境町商工会	0280-87-0380

茨城県商工会議所連合会	水戸市桜川二丁目2番35号（茨城県産業会館 4階）	TEL 029 - 226 - 1854
茨城県商工会連合会	水戸市桜川二丁目2番35号（茨城県産業会館 13階）	TEL 029 - 224 - 2635
茨城県中小企業団体中央会	水戸市桜川二丁目2番35号（茨城県産業会館 8階）	TEL 029 - 224 - 8030
茨城県信用保証協会	・水戸営業部 水戸市桜川二丁目2番35号（茨城県産業会館内）	
	保証経営支援課	TEL 029 - 224 - 7812
	企業サポート室	TEL 029 - 224 - 7813
	・土浦営業部 土浦市中央二丁目2番28号	
	保証経営支援一課	TEL 029 - 826 - 7812
	保証経営支援二課	TEL 029 - 826 - 7826
茨城県産業戦略部産業政策課 金融グループ	企業サポート室	TEL 029 - 826 - 7813
	・再生支援部 水戸市桜川二丁目2番35号（茨城県産業会館内）	
	再生支援課	TEL 029 - 224 - 7858
茨城県産業戦略部産業政策課 金融グループ	水戸市笠原町978番6（茨城県庁 16階）	TEL 029-301-3530（直通）



茨城県